解散公告（第二回）

当法人は、昭和二十七年十月三日宗教法人法附則十七項の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月八日

富山県中新川郡上市町東町一番地
宗教法人常行寺
清算人　伊藤　了元

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十一年九月八日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月八日

愛知県西尾市伊藤二丁目四番地二
西尾伊藤土地区画整理組合
清算人代表　杉浦　正恒

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年九月五日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月八日

福岡県筑後市大字水田九九一番地の一
医療法人岡邦彦産婦人科
清算人　岡　由紀

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年八月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月八日

三重県津市八町一丁目九番一六号　ルナハイツ津七〇五号
特定非営利活動法人カルチャークラブ
清算人　村田　晶夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年八月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月八日

鹿児島市西千石町一六番八号
医療法人寿会
清算人　有馬　俊典

配当公告

大阪市中央区本町一丁目五番六号
破産者　株式会社明徳

右の者に対する大阪地方裁判所平成十九年(フ)第七五一〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
一般債権　金七六六、三八四、〇一一円
劣後債権　金九、六〇〇円

一、配当することのできる金額
一般債権　金七〇、五九一、五五〇円

平成二十一年十月八日

大阪市北区堂島二丁目二番二号近鉄堂島ビル一九階
破産管財人　松本　洋介

配当公告

鹿児島市城山一丁目五九番八号
破産者　鈴木　了五

右の者に対する鹿児島地方裁判所平成十六年(フ)第一三三四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三、二八六、三七〇、三二四円

一、配当することのできる金額
金九、四六三、二八四円

平成二十一年十月八日

鹿児島市小川町三番三号ＭＯＫＯＴＡビル
破産管財人　上山　幸正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市末広町一三番地、最後の住所北海道小樽市末広町八番一六号
被相続人　亡　小池　明博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月八日

札幌市中央区大通西一〇丁目ＮＹビル三階
相続財産管理人弁護士　磯田　丈弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市緑ヶ岡五丁目四九番地、最後の住所北海道釧路市益浦四丁目一番一一号
被相続人　亡　舘岡　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月八日

北海道釧路市富士見二丁目一番三五号
相続財産管理人弁護士　小西　憲臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市花畑町八三番地、最後の住所秋田県由利本荘市大浦字八走一二三番地五
被相続人　亡　佐々木幸三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月八日

秋田県秋田市山王七丁目七番一号
相続財産管理人　弁護士　廣嶋　清則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県笠間市鯉淵六三五四番地六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　堀江　昭夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月八日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号
みとみらい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県本庄市児玉町八幡山五一九番地五、最後の住所群馬県前橋市箱田町三〇六番地六小野里ハイツ一〇二号
被相続人　亡　小柏　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月八日

埼玉県児玉郡上里町大字忍保一二三六番地
相続財産管理人　松本　寛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

平成二十一年十月八日

広島市西区庚午南一丁目三五番八号
平光工業株式会社
代表取締役　下田　吉信

第38期決算公告

平成21年10月8日

広島市西区庚午南一丁目35番8号
平光工業株式会社
代表取締役　下田　吉信

貸借対照表の要旨

（平成20年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,124
	固定資産	1,797
	合計	6,921
負債及び純資産の部	流動負債	13,434
	固定負債	12,819
	株主資本	△ 19,331
	資本金	20,100
	剰余金	△ 39,431
	利益準備金	2,319
	その他利益剰余金	△ 41,751
	（うち当期純損失）	(867)
	合計	6,921